○文化庁告示第十二号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十一日

文化庁長官　青柳　正規

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 鳥海柵跡 | 平成二十五年文部科学省告示第百四十二号 | 金ケ崎町（岩手県） |
| 唐沢山城跡 | 平成二十六年文部科学省告示第三十号 | 佐野市（栃木県） |
| 三木城跡及び付城跡・土塁 | 平成二十五年文部科学省告示第三十九号 | 三木市（兵庫県） |
| 中須東原遺跡 | 平成二十六年文部科学省告示第三十号 | 益田市（島根県） |
| 首羅山遺跡 | 平成二十五年文部科学省告示第三十九号 | 久山町（福岡県） |
| 八代城跡群<br>古麓城跡<br>麦島城跡<br>八代城跡 | 平成二十六年文部科学省告示第三十号 | 八代市（熊本県） |

○文化庁告示第十三号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十一日

文化庁長官　青柳　正規

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| ティンダバナ | 平成二十六年文部科学省告示第百三十八号 | 与那国町（沖縄県） |

○文化庁告示第十四号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十一日

文化庁長官　青柳　正規

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| 久部良バリ及び久部良フリシ | 平成二十六年文部科学省告示第三十一号 | 与那国町（沖縄県） |

○文化庁告示第十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第百十三条第一項及び第百七十二条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる名勝の指定地域のうち、岐阜県大垣市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、同表下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同法第百十三条第三項及び第百七十二条第三項において準用する第三十二条の二第三項の規定に基づき告示する。

平成二十七年三月十一日

文化庁長官　青柳　正規

| 上欄 | | 下欄 |
|---|---|---|
| 名称 | 指定告示 | 地方公共団体名 |
| おくのほそ道の風景地<br>草加松原<br>ガンマンガ淵（慈雲寺境内）<br>八幡宮（那須神社境内）<br>殺生石<br>遊行柳（清水流るゝの柳）<br>黒塚の岩屋<br>武隈の松<br>つゝじが岡及び天神の御社<br>木の下及び薬師堂<br>壺碑（つぼの石ぶみ）<br>興井<br>末の松山<br>籬が島<br>金鶏山<br>高館<br>さくら山<br>本合海<br>三崎（大師崎）<br>象潟及び汐越<br>親しらず<br>有磯海（女岩）<br>那谷寺境内（奇石）<br>道明が淵（山中の温泉）<br>大垣船町川湊 | 平成二十六年文部科学省告示第三十一号及び平成二十六年文部科学省告示第百四十三号 | 大垣市（岐阜県） |